



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年5月25日(火) 第9903号

目次

公 告		ページ
○令和3年度職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)		2
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)		3
○公聴会の開催(同)		4
○道路位置の指定(建築課)		5

■ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和3年5月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
 - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - (2) 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
 - (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和3年10月16日（土）午前10時から午前11時まで
- 5 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 28階281-A会議室
- 6 受験手続
 - (1) 受験申請書類
 - ア 受験申請書
 - イ 受験資格を証する書面
 - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
 - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室
 - (3) 申請書類の受付期間 令和3年8月10日（火）から同月27日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
 - (4) 受験手数料 3,100円
群馬県証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。払込書での納付を希望する場合は、令和3年8月14日（金）までに群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は、不要とする。
 - (5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。
- 7 合否判定基準 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。
- 8 合格発表 令和3年11月19日（金）に県庁2階県民センター前掲示板に掲示するとともに、群馬県ホームページに掲載し、合格者宛て通知する。
- 9 その他
 - (1) 受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。
 - (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、140円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室技能振興係(電話027-226-3414)に問い合わせること。

館林都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和3年5月25日

群馬県知事 山本 一太

都市計画道路中3・3・3号青柳広内線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・3	青柳広内線	館林市苗木町字苗木西	館林市東広内町	館林市北成島町字二ツ家	約5,380m		4車線	25m		
	構造形式の内訳			館林市成島町字諏訪南	館林市北成島町字諏訪山		約560m	嵩上式	/	24m~25m	東武鉄道小泉線と立体交差
構造形式の内訳						約4,820m	地表式			25m	幹線街路西部二号線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差 東武鉄道佐野線と立体交差 幹線街路五号線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所
	3・3・1	南部幹線	板倉町大字下五箇字川入堤外	邑楽町大字篠塚字鶴岡	館林市近藤町字大塚	約21,730m	地表式	4車線	25m	東北縦貫自動車道と立体交差 幹線街路東部環状線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差 東武鉄道小泉線と立体交差 幹線街路と平面交差16箇所	
	3・3・16	122号線	明和町川俣	館林市苗木町字苗木西	館林市青柳町字道下	約4,640m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・14	館林邑楽線	館林市赤土町字富士北	邑楽町大字赤堀字宿	館林市大谷町字二本松	約3,690m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所	

3・4・46	北成島線	館林市北成島町字二ツ家	館林市北成島町字二ツ家	館林市北成島町字二ツ家	約340m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所
--------	------	-------------	-------------	-------------	-------	-----	-----	-----	--------------

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和3年5月25日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和3年6月17日（木）午後2時から 館林土木事務所
- 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課において、令和3年5月25日（火）から同年6月8日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和3年6月8日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

館林都市計画道路の変更（3・3・3号青柳広内線ほか4路線の変更）に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて				
令和3年5月25日付け群馬県報に登載された館林都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	年齢	職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年5月25日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字宮62-1	延長 幅員 有効幅員 67.64 6.00 6.00 ~7.36 ~7.08	群馬県指令前土第304-1号 令和3年4月19日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111